

大分県報

令和二年
号外（六一）
六月十日

（水曜日）

目次

条 例

職員の特殊勤務手当支給条例の一部改正……………一
大分県税条例の一部改正……………一
ふるさとおおいた応援基金条例の一部改正……………二

○条 例

職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和二年六月十日

大分県条例第二十号

大分県知事 広 瀬 勝 貞

職員の特殊勤務手当支給条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当支給条例（昭和二十六年大分県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

（新型コロナウイルス感染症により生じた事態に対処するための伝染病防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当の特例）

9 職員が、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和二年政令第十一号）第一条に規定するものをいう。以下同じ。）の患者又は新型コロナウイルス感染症の病原体を保有している者であつてその症状を呈していないもの（以下「患者等」という。）が宿泊する施設の内部その他の知事が定める区域において、新型コロナウイルス感染症から県民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であつて知事が定めるものに従事したときは、第四条の規定にかかわらず、第二条第二号の手当を支給する。

令和二年六月十日

10 前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき、三千元（患者等の身体に接触して又は患者等に長時間にわたり接して行う作業その他知事がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあつては、四千元）とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の職員の特殊勤務手当支給条例の規定は、令和二年四月三十日から適用する。

大分県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年六月十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第二十一号

大分県税条例の一部を改正する条例

第一条 大分県税条例（昭和二十五年大分県条例第四十五号）の一部を次のように改正する。

附則第二十二條の六の五中「令和二年九月三十日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

附則に次の一条を加える。

（新型コロナウイルス感染症等に係る耐震基準不適合既存住宅の取得に対する不動産取得税の減額等の特例）

第二十六條 第三十六條の九第三項に規定する耐震基準不適合既存住宅を取得し、当該耐震基準不適合既存住宅の第三十六條の十二の二第一項に規定する耐震改修に係る契約を

令第三十八條に規定する日までに締結している個人が、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）附則第一条の第二項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）及びそのまん延防止のための措置の影響により当該耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅をその取得の日から六月以内

以内にその者の居住の用に供することができなかつたことにつき施行規則第二十八條第一項に規定するところにより証明がされた場合において、当該耐震改修をして当該耐震基準不適合既存住宅を令和四年三月三十一日までにその者の居住の用に供したとき（当該耐震基準不適合既存住宅を当該耐震改修の日から六月以内にその者の居住の用に供した場合に限る。）は、第三十六條の十二の二第一項の規定の適用については、同項中「当該耐震基準不適合既存住宅を取得した日から六月以内に、当該」とあるのは「当該」と、「行い」とあるのは「行い、当該住宅の当該耐震改修の日から六月以内」と

大分県報号外（条例）

する。

2 前項の規定の適用がある場合における第三十六条の十第一項及び第三十六条の十二の二第二項の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第三十六条の十第一項	一年六月以内、同項第二号	当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の耐震改修(第三十六条の十二の二第一項に規定する耐震改修をいう。以下この項において同じ。)の日後六月以内の日まで、第三十六条の九第三項第二号
第三十六条の十二の二第二項	から六月以内	から当該土地の上にある耐震基準不適合既存住宅の耐震改修の日後六月以内の日まで
	六月以内	同項の耐震改修の日後六月以内の日まで

第二条 大分県税条例の一部を次のように改正する。

附則第二十六条を附則第二十八条とし、附則第二十五条の次に次の二条を加える。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)

第二十六条 県民税の所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和二年法律第二十五号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)第五条第四項に規定する指定行事の同条第一項に規定する中止等により生じた同項に規定する入場料金等払戻請求権(次項において「入場料金等払戻請求権」という。)の全部又は一部の放棄のうち住民の福祉の増進に寄与するものとして知事が指定するもの(次項において「払戻請求権放棄」という。)を同条第一項に規定する指定期間(次項において「指定期間」という。)内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に放棄払戻請求権相当額の第二十五条の三第一項第三号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、個人の県民税に関する規定を適用する。

2 前項に規定する放棄払戻請求権相当額とは、同項の納税義務者がその年の指定期間内において払戻請求権放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額に相当する金額(第二十五条の三第一項各号に掲げる寄附金の額及びその放棄をした者に特別の利益が及ぶ

と認められるものの金額を除く。)の合計額(当該合計額が二十万円を超える場合には、二十万円)をいう。

(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)

第二十七条 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第六条第四項の規定の適用を受けた場合における附則第七条の三の二の規定の適用については、同条中「令和十五年度」とあるのは、「令和十六年度」とする。

附則

(施行期日)

1 この条例中第一条の規定は公布の日から、第二条及び次項の規定は令和三年一月一日から施行する。

(新型コロナウイルス感染症等に係る個人の県民税の寄附金税額控除の特例に関する経過措置)

2 県民税の所得割の納税義務者が、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和二年法律第二十五号)第五条第四項に規定する指定行事の同条第一項に規定する中止等により生じた同項に規定する入場料金等払戻請求権(以下この項において「入場料金等払戻請求権」という。)の行使を令和二年二月一日から地方税法施行令の一部を改正する政令(令和二年政令第六十一号)附則第二条第一項に規定する日までの間にした場合において、当該入場料金等払戻請求権の行使による払戻しをした者に対して同条第二項に規定する期間内に当該払戻しを受けた金額以下の金額の寄附金の支出をしたときは、当該寄附金の支出を同法第五条第一項に規定する入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄と、当該支出をした寄附金の額を当該放棄をした部分の入場料金等払戻請求権の価額とみなして、第二条の規定による改正後の大分県税条例附則第二十六条の規定を適用することができる。

ふるさととおいた応援基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年六月十日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県条例第二十二号

ふるさととおいた応援基金条例の一部を改正する条例

ふるさととおいた応援基金条例(平成二十年大分県条例第七号)の一部を次のように改正する。

第一条第一号を次のように改める。

一 まち・ひと・しごと創生大分県総合戦略の基本目標の達成に資する施策

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和二年六月十日

大分県報号外（条例）